



# 令和3年度4月期工事契約制度等の見直しについて

---

- 1 質問書の提出方法の見直しについて（1）～（2）
- 2 令和3年度公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について



# 1 質問書の提出方法の見直しについて（1）

---

## 【内容】

現在、本市では、入札後審査型制限付き一般競争入札（予定価格1,500万円以上の建設工事）における質問書の提出については、窓口持参又は郵送の方法によることとしていますが、事務手続の効率的な運用を図るため、かがわ電子入札システムの利用により、各案件において添付して行う方法に変更します。

なお、その回答については、従来どおり、かがわ電子入札システムの公開資料に添付し、閲覧に供することとします。

※紙入札による場合と同様に、やむを得ず電子ファイルで提出することのできない場合に限り、例外的に紙での提出を可とします。



# 1 質問書の提出方法の見直しについて（2）

【質問書を電子受付とする対象案件】

本市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）のうち、入札後審査型制限付き一般競争入札案件

【提出方法と回答表示】

	変更の有無	現行	見直し後
使用する質問書の様式	変更無	かがわ電子入札システムの案件情報詳細画面から「質問及び回答書」のファイルをダウンロードして使用。 なお、電子ファイルで提出の場合、押印は不要となります。	
提出方法及び提出期間	変更有	持参又は郵送 公告日の翌日から質問書提出期限日まで	かがわ電子入札システムの所定の箇所に、 電子ファイルとして添付（※） 公告日から質問書提出期限日まで
回答の閲覧方法	変更無	かがわ電子入札システムの案件情報詳細画面から閲覧	

※別添「設計図書等に対する質問方法」参照

【適用時期】

令和3年4月1日以降公表分から適用



## 2 令和3年度公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について

本市では、受注機会の均等を図る観点から、公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件について、『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を課す制度を導入しております。

### 令和3年度における適用業種

舗装工事、造園工事

(参考) 運用基準：直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が10者を超える業種

なお、適用業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。